

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1259

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）及び第2条第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員及び第2条第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p>

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）及び第2条第7号に掲げる職員として在職した期間

(3)～(11) (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員及び第2条第7号に掲げる職員として在職した期間

(3)～(11) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。